

地方独立行政法人広島市立病院機構定款

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 6 条）
- 第 2 章 役員及び職員（第 7 条～第 1 5 条）
- 第 3 章 業務等（第 1 6 条～第 1 8 条）
- 第 4 章 資本金等（第 1 9 条・第 2 0 条）
- 第 5 章 雑則（第 2 1 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この地方独立行政法人は、広島市の医療施策上必要な救急医療，高度で先進的な医療その他の医療を提供すること並びに医療に関する調査及び研究，地域医療の支援等を行うことにより，市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第 2 条 この地方独立行政法人の名称は，地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「法人」という。）とする。

（設立団体）

第 3 条 法人の設立団体は，広島市とする。

（事務所の所在地）

第 4 条 法人は，事務所を広島市に置く。

（法人の種別）

第 5 条 法人は，特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第6条 法人の公告は、法人の事務所の掲示場への掲示又はインターネットを利用して閲覧に供する方法により行う。

第2章 役員及び職員

(役員)

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事7人以内及び監事2人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、あらかじめ理事長が定める順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、広島市の規則（第6号第2号において「規則」という。）で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

6 監事は、法人が次に掲げる書類を広島市長（以下「市長」という。）

に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号。以下「法」という。）の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

(2) その他規則で定める書類

７ 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は市長に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第９条 理事長及び監事は、市長が任命する。

２ 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

（役員の任期）

第１０条 理事長及び副理事長の任期は、４年とする。

２ 理事の任期は、２年とする。

３ 監事の任期は、任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日（法第３４条第１項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日をいう。）までとする。

４ 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

５ 役員は、再任されることができる。

（理事会の設置及び構成）

第１１条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

（理事会の招集）

第１２条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事長を除く理事会の構成員の3分の1以上の構成員又は監事が会議の目的である事項を記載した書面を提出して理事会の招集を請求したときは、理事会を招集しなければならない。

(理事会の議事)

第13条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、その構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 理事会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会において意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第14条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 法第27条第1項の年度計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 重要な法人の規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) その他理事会が定める重要な事項

(職員の任命)

第15条 職員は、理事長が任命する。

- 2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項は、法人の規程で定める。

第3章 業務等

(業務の範囲)

第16条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に関する地域支援を行うこと。
- (4) 医療に従事する者に対する研修を行うこと。
- (5) 障害者支援施設を運営すること。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 法人は、災害が発生し、若しくは正に発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生ずるおそれがある緊急の事態（以下「災害等の緊急事態」という。）に対処するため市長が必要と認める場合において、市長から救助、救援、医療の提供その他災害等の緊急事態の対処に必要な業務（以下「救助等」という。）の実施を求められたときは、その求めに応じ、救助等を行わなければならない。

3 法人は、災害等の緊急事態に対処するため、必要な救助等を自ら行うものとする。

(業務方法書)

第17条 この定款に定めるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項は、業務方法書で定める。

(病院等の設置)

第18条 法人は、次の表に掲げる病院を設置する。

名 称	所 在 地
広島市立広島市民病院	広島市中区基町 7 番 3 3 号
広島市立舟入市民病院	広島市中区舟入幸町 1 4 番 1 1 号
広島市立リハビリテーション病院	広島市安佐南区伴南一丁目 3 9 番 1 号
広島市立北部医療センター安佐市民病院	広島市安佐北区亀山南一丁目 2 番 1 号

2 法人は、次の表に掲げる障害者支援施設を設置する。

名 称	所 在 地
広島市立自立訓練施設	広島市安佐南区伴南一丁目 3 9 番 1 号

第 4 章 資本金等

(資本金)

第 1 9 条 法人の資本金は、法第 6 6 条の 2 第 1 項の規定により広島市から法人に対し出資されたものとされる金額とする。

2 法第 6 6 条の 2 第 1 項の承継される権利に係る財産のうち土地及び建物は、別表に掲げるものとする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第 2 0 条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを広島市に帰属させる。

第 5 章 雑則

(規程への委任)

第 2 1 条 この定款及び第 1 7 条の業務方法書に定めるもののほか，法人の運営に関し必要な事項は，法人の規程で定める。

附 則

この定款は，法人の成立の日から施行する。

附 則

この定款は，平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は，令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は，総務大臣の認可を得た日から施行する。

別表（第 19 条関係）

(1) 土地

所 在 地	面積（平方メートル）	備 考
中区基町 9 番 1	17,060.67	
中区基町 9 番 2	1,018.71	
中区舟入幸町 14 番 1	9,249.05	
安佐南区伴南一丁目 8000 番 5	39,407.00	共有持分の割合 1,177,532 分の 1,145,505
安佐北区可部南二丁目 1719 番 8	9,854.00	敷地権持分の割合 1,001,412 分の 663,573

(2) 建物

所 在 地	施 設 名 称		構 造	延べ床面積（平方メートル）
中区基町	広島市立広島市民病院	東棟	鉄骨鉄筋コンクリート 造り地下 1 階付き 1 1 階建て	70,152.86
		中央棟	鉄骨鉄筋コンクリート 造り地下 2 階付き 1 1 階建て	

		西棟	鉄骨鉄筋コンクリート 造り地下2階付き10 階建て	
		プロムナード 棟	鉄骨鉄筋コンクリート 造り地下1階付き4階 建て	
		北棟	鉄骨鉄筋コンクリート 造り4階建て	
		管理棟	鉄筋コンクリート造り 一部鉄骨造り4階建て	
		アストラムラ イン接続地下 通路	鉄筋コンクリート造り 地下1階建て	
		中央駐車場接 続地下通路	鉄筋コンクリート造り 地下1階建て	
		排水処理棟	鉄筋コンクリート造り 地下1階付き平家建て	222.12
		立体駐車場	鉄骨造り4階建て	3,485.15
		看護師宿舎	鉄筋コンクリート造り 5階建て	1,951.94
中区舟入幸 町	広島市立舟 入市民病院	本館	鉄骨鉄筋コンクリート 造り地下1階付き7階	12,732.11

			建て	
		薬品排水処理施設	鉄筋コンクリート造り 平家建て	35.67
		予備ガスボンベ庫	鉄筋コンクリート造り 平家建て	8.00
		受水槽ポンプ室	ステンレス鋼板製平家 建て	14.00
		車庫	鉄骨造り平家建て	39.00
		福利厚生棟	鉄筋コンクリート造り 地下1階付き2階建て	1,950.00
安佐南区伴南一丁目	広島市総合リハビリテーションセンター	病院棟・病院棟・自立訓練施設	鉄筋コンクリート造り 2階建て	10,112.53
安佐北区可部南二丁目	旧広島市立安佐市民病院	北館	鉄骨鉄筋コンクリート 造り8階建て	7,188.29
		南館（令和5年2月除却）	鉄骨鉄筋コンクリート 造り8階建て	20,107.92
		渡り廊下（令和5年2月除却）	鉄筋コンクリート造り 2階建て	

		歯科コンプレッサー庫（令和 5 年 2 月除却）	コンクリートブロック造り平家建て	
		エネルギーセンター（令和 5 年 2 月除却）	鉄骨鉄筋コンクリート造り 2 階建て	
		感染外来棟（令和 5 年 2 月除却）	鉄筋コンクリート造り平家建て	48.88
		廃液処理施設（令和 5 年 2 月除却）	鉄筋コンクリート造り 2 階建て	581.45
		臓器管理施設（令和 5 年 2 月除却）	鉄筋コンクリート造り平家建て	35.00
		廃棄物保管庫（令和 5 年 2 月除却）	鉄筋コンクリート造り平家建て	20.00
		合併処理浄化槽棟（令和 5	鉄筋コンクリート造り 2 階建て	584.89

		年 2 月 除却)		
		焼却場 (令和 5 年 2 月 除 却)	鉄骨鉄筋コンクリート 造り平家建て	67.20
		プロパン庫 (令和 5 年 2 月 除却)	鉄骨鉄筋コンクリート 造り平家建て	29.92
		焼却場管理棟 (令和 5 年 2 月 除却)	軽量鉄骨造り平家建て	26.86
		車庫 (令和 5 年 2 月 除却)	軽量鉄骨造り 2 階建て	118.26
		医師住宅 (令 和 5 年 2 月 除 却)	鉄筋コンクリート造り 4 階建て	1,925.27
		看護師宿舎 (令和 5 年 2 月 除却)	鉄筋コンクリート造り 4 階建て	1,883.70
		図書室棟	鉄骨造り 2 階建て	142.18
		保育棟 (令和 5 年 2 月 除 却)	鉄骨造り平家建て	280.90

		医師住宅自転車置場（令和5年2月除却）	鉄筋コンクリート造り 平家建て	22.74
--	--	---------------------	--------------------	-------